

日常生活自立支援事業と成年後見制度とのちがい

福祉サービスを利用する**お手伝い**、日常的な金銭管理を**お手伝い**することで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように**支援**しています。

「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」

		本人の判断能力の状況				
		判断能力あり	日常生活に不安がある	不十分	著しく不十分	欠ける
日常生活自立支援事業				補助相当	保佐相当	後見相当
成年後見制度	任意後見制度					
	任意後見契約					
	任意後見開始（任意後見監督人選任）					

●日常生活自立支援事業

認知症などで判断能力が多少衰えていても、日常生活を送るための支援があれば、まだまだ住み慣れた地域で自立した生活が送れる方

●成年後見制度

判断能力が著しく低下していたり、不動産の売却や福祉施設の入所契約など、日常生活援助の範囲を超えた支援を必要とする方

